

消費生活協同組合等指導育成事業費補助要綱

(趣旨)

第1条 県は、消費生活協同組合の健全な育成を図るため、県下各消費生活協同組合の連合組織である埼玉県生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)が行う事業活動に要する経費に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 連合会が行う次に掲げる事業であって、その対象経費は別表に定めるものとする。

(1) 役員研修事業

(2) 組合員職員研修事業

(補助額)

第3条 前条の事業に対する補助額は、前条各号の事業に要する経費の、それぞれ2分の1以内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対し通知するものとする。

(添付資料)

第5条 規則第4条第2項第1号及び第2号掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は補助事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知の様式)

第 8 条 規則第 14 条の通知の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(書類の整備等)

第 9 条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

補 助 対 象 経 費

対 象 事 業 対 象 経 費	役 員 研 修 事 業	組 合 員 職 員 研 修 事 業	備 考
報 償 費	○	○	講 師 謝 金
旅 費			
(費 用 弁 償)	○	○	講 師 交 通 費
需 用 費			
(消 耗 品 費)	○	○	研 修 用 消 耗 品
(印 刷 製 本 費)	○	○	研 修 会 資 料
役 務 費			
(通 信 運 搬 費)	○	○	研 修 会 開 催 通 知 等 の 郵 送 料
使用料及び賃借料	○	○	会 場 等 の 借 上 げ

注 各事業の対象経費は、当該事業欄の○印のものとする。

様式第 1 号

消費生活協同組合等指導育成事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

下記により、消費生活協同組合等指導育成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
内訳 (1) 役員研修事業 金 円
(2) 組合員職員研修事業 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
(1) 役員の研修
(2) 組合員及び職員の研修
- 3 補助事業の実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 補助事業の計画 別紙のとおり

別 紙

補 助 事 業 の 計 画

1 事業計画書

(1) 役員研修計画

実 施 事 業 名	時 期 (月 日)	場 所 (会 場)	対 象 人 員 (参加人員)	事 業 費	事業費の 内 訳 等
1 役員研修会				円	

(2) 組合員職員研修計画

実 施 事 業 名	時 期 (月 日)	場 所 (会 場)	対 象 人 員 (参加人員)	事 業 費	事業費の 内 訳 等
1 組合員職員 研修会				円	

2 収支予算書

(1) 役員研修事業

分 類		予 算 額	積 算 基 礎	
			県 補 助 金	そ の 他
収 入	会 費	円	円	
	県 補 助 金			
	そ の 他			
	計			
支 出	報 償 費			
	旅 費			
	(費 用 弁 償)			
	需 用 費			
	(印 刷 製 本 費)			
	(消 耗 品 費)			
	役 務 費			
	(通 信 運 搬 費)			
	使用料及び賃借料			
	計			

(2) 組合員職員研修事業

分 類		予 算 額	積 算 基 礎	
			県 補 助 金	そ の 他
収 入	会 費	円	円	
	県 補 助 金			
	そ の 他			
	計			
支 出	報 償 費			
	旅 費			
	(費 用 弁 償)			
	需 用 費			
	(印 刷 製 本 費)			
	(消 耗 品 費)			
	役 務 費			
	(通 信 運 搬 費)			
	使用料及び賃借料			
	計			

様式第2号

消費生活協同組合等指導育成事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった消費生活協同組合等指導育成事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
内訳 (1) 役員研修事業 金 円
(2) 組合員職員事業 金 円
- 2 支払方法 概算払いとする。
- 3 条 件
(1) 補助金を他の用途に使用しないこと。
(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、知事に報告してその指示を受けること。

様式第 3 号

消費生活協同組合等指導育成事業費補助事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地

图 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業に要した経費 金 円
(交付決定額 金 円)
- 3 補助事業の成果 別紙(1)のとおり
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙(2)・(3)のとおり

別紙 (1)

消費生活協同組合等指導育成事業費補助事業
事業別成果表

1 事業名

2 実施概要

(1) 日時及び場所

(2) 対象及び参加人員

(3) テーマ及び講師

(4) 概要

3 効果

(注) 県連会報及び同情報の発行事業については、2 の (1) から (3) の記載は要しない。ただし、一連の当該発行済印刷物を添付のこと。

別紙 (2)

消費生活協同組合等指導育成事業費補助金精算書
(役員研修事業)

令和 年 月 日

分 類		予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	(A) と (B) と の 比 較 増 △ 減	摘 要
収 入	会 費	円	円	円	
	県 補 助 金 そ の 他 計				
支 出	報 償 費				
	旅 費 (費 用 弁 償) 需 用 費 (消 耗 品 費) (印 刷 製 本 費) 役 務 費 (通 信 運 搬 費) 使用料及び賃借料 計				

別紙 (3)

消費生活協同組合等指導育成事業費補助金精算書

(組合員職員研修事業)

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

分 類		予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	(A) と (B) と の 比 較 増△減	摘 要
収 入	会 費	円	円	円	
	県 補 助 金 そ の 他 計				
支 出	報 償 費				
	旅 費				
	(費 用 弁 償)				
	需 用 費				
	(消 耗 品 費)				
	(印 刷 製 本 費)				
	役 務 費				
	(通 信 運 搬 費)				
	使用料及び賃借料 計				

様式第4号

消費生活協同組合等指導育成事業費補助事業確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度埼玉県生活協同組合連合会活動促進費補助事業については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続きに関する規則第14条の規定により通知します。

記

1 確定額 金 円